

守山市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した令和2年度財政的援助団体等監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年3月31日

守山市監査委員 馬 場 章

守山市監査委員 藤 木 猛

# 財政的援助団体等（財政援助団体） 監査結果報告書

## 1 対象団体

社会福祉法人 守山市社会福祉協議会

## 2 市所管課

健康福祉部健康福祉政策課

## 3 実施日時

令和3年2月4日（木）午後1時55分から3時10分まで

## 4 実施場所

守山市福祉保健センター ミーティングルーム

## 5 監査方法

守山市監査委員監査基準に基づき、令和元年度および令和2年度において当該団体に交付した守山市地域福祉活動支援補助金が、目的および要件に適合し、かつ有効に執行されているかどうかなどを主眼とし、監査資料（令和2年11月30日現在）および関係書類等の提出を求め、関係人の説明を受け、監査を実施した。

## 6 監査結果

補助対象事業については、守山市地域福祉活動支援補助金交付要綱に則った経費等として執行され、事務処理については、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、当日口頭にて指導した軽易な事項については、記述を省略した。

### (1) 守山市地域福祉活動支援補助金について

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざし、地域福祉を担う人材の確保・育成や市民主体による地域福祉を軸としたまちづくりを支援し、また誰もが安心して福祉サービスを利用できる体制づくりを推進するため、社会福祉法第109条第1項の規定により守山市社会福祉協議会が行う地域福祉を目的とする事業に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金が交付されるものである。

### (2) 指摘事項について

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

### (3) 意見・要望事項について

#### ア 対象団体

特に見受けられなかった。

#### イ 市所管課

特に見受けられなかった。

以上